

平成28年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成28年9月1日（木曜日）

議事日程第4号

平成28年9月1日（木曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 7番 梶原良平 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第140号

1件

第4. 決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任

第5. 提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員（25人）

1番 鈴木和夫	2番 村上亨	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 三浦晃
7番 梶原良平	8番 湊貴信	9番 渡部聖一
10番 伊藤順男	11番 高橋信雄	13番 吉田朋子
14番 高野吉孝	15番 渡部専一	16番 大関嘉一
17番 高橋和子	18番 長沼久利	19番 佐藤賢一
20番 土田与七郎	21番 三浦秀雄	22番 渡部功
23番 佐々木慶治	24番 佐藤譲司	25番 佐藤勇
26番 井島市太郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	小野一彦
副市長	阿部太津夫	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	原田正雄
企画調整部長	佐藤光昭	市民生活部長	村上祐一
健康福祉部長	太田晃	農林水産部長	遠藤晃
商工観光部長	真坂誠一	建設部長	佐々木肇
由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松永豊	総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴田範之

保育園民営化・ 地域資源を活用した 遊び推進事務局長	大 場 ひろみ	岩城総合支所長	佐々木 藤 悦
教 育 次 長	大 滝 朗	消 防 長	畠 山 操
長 寿 支 援 課 長	眞 坂 國 利		

議会事務局職員出席者

局 長	鈴木 順 孝	次 長	鎌 田 直 人
書 記	小 松 和 美	書 記	高 橋 清 樹
書 記	古 戸 利 幸	書 記	佐々木 健 児

午前 9時30分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（鈴木和夫君） 本日の議事に入る前に、4番今野英元君より発言の申し出がありますので、これを許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 発言の取り消しの許可の発言であります。

私の認識不足、勉強不足で、いろいろ御迷惑をおかけいたしました。

8月30日の本会議での一般質問における発言の中で、再質問中の大項目1、指定管理者制度についての（2）株式会社ぱいんすば新山の管理についての②であります。管理の調査と指示についての私の発言において、地方自治法の解釈について誤った発言がありましたので、おわびを申し上げまして、会議規則第65条の規定により、その部分についての発言取り消しの許可をお願いいたしたいと思っております。

この件に関しまして、鈴木議長並びに議会事務局より適切な御指導と御指示があったことについて感謝を申し上げ、発言といたしたいと思っております。どうも申しわけありませんでした。

○議長（鈴木和夫君） なお、発言の取り消しの内容につきましては皆様方に配付しておりますので、これを御参照願いたいと思っております。

この際、お諮りいたします。

ただいま4番今野英元君より、一昨日の一般質問時における発言について、会議規則第65条の規定により取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、4番今野英元君の発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

このたび議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を

お手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第4号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番梶原良平君の発言を許します。7番梶原良平君。

【7番（梶原良平君）登壇】

○7番（梶原良平君） 皆さん、おはようございます。

高志会の梶原良平です。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、私の最近感じていることを述べさせていただきたいと思います。

それは職員の皆さんの勤務状態のことです。挨拶の励行、各部署における朝礼、各職員お互いの仕事の確認、情報の共有、由利本荘市職員行動指針7カ条の朗読、機構改革による市民への窓口対応、最近、職場の明るい雰囲気は私を感じているものです。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

大項目1、介護保険制度の利用と周知について。

介護保険サービスを利用するためにはケアプランの作成が必要であることは誰でも知っていることですが、ケアプラン作成にはケアマネージャー依頼と自己作成という2つの道があることは余り知られていないのではないのでしょうか。要介護認定が決まると必ずケアマネージャーにケアプランを立ててもらうのが常です。

介護保険法の第4条「国民の努力及び義務」に次のように書かれております。「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする」、2「国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする」。これは、介護保険制度のサービスを利用する者は自分も努力しなければならないということと、国民皆さんで費用を負担するという趣旨と思われま

す。このことから、制度を利用する第一歩のケアプランを立てるところから自分らしい自己作成をするという選択肢もあるのだということを知っておくことも大変大切なことと思います。

少しでも自己作成をしてみることによって1割負担の後ろにある10割の総額、財源から出してもらう9割の額の大きさに気づき、介護サービスは1割で使える安いサービスではなく、その10倍のお金が必要で、9割を40歳以上の方たちが納める保険料と全ての国民が負担する税金から出してもらっているということを実感できるのではないだろうか。

自己作成は、サービス担当者会議、地域包括支援センター等に相談し、専門職や関係者の協力、助言を得ながら、皆が納得した上で最終的には利用者本人がケアマネージャーまたは自己作成を選ぶことだと思います。このことは、もちろん自主的にそうした考

えを持っている方に限られることでしょう。

来年度中に全ての自治体で施行されようとしている介護予防の日常生活支援総合事業について、本市においては介護保険制度のなお一層の周知と、ケアプラン自己作成の希望を持っている方には市民の主体性を尊重し、身体のみならず精神的にも自立するという意味を持った支援のあり方についてお尋ねします。

大項目2、生活支援コーディネーターの活動とその支援体制について。

地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制であると言われていています。

また、市が支援している地域ミニデイサービス活動支援の要綱にも「家に閉じこもりがちな高齢者及び要支援若しくは要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消及び快適な自立生活の推進を図る」とあります。

今まさに各集落には後期高齢者の皆さんが多く住んでいます。ミニデイサービスやサロン等毎月開催されているところもありますが、全然開催されていないところもあります。それにはそれなりの要因もあるものと思われまます。

市におかれましては、今年度より生活支援体制整備事業としてコーディネーター業務を市の社会福祉協議会に委託しております。生活支援コーディネーターの活動については、地域包括支援センター等と協働して既存の情報を活用し、小地域ごとにニーズを明らかにすることとあり、大変重要な役割を担う業務と思います。その業務遂行のためには積極的に地域に出向き、住民と語り合う多くの時間が必要と思います。

市の役割として、生活支援コーディネーターへの活動支援とそのかわりについてお尋ねします。

大項目3、本市におけるマイナンバー制度への対応とその周知について。

平成27年10月から国民の皆さん一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されました。そして、平成28年1月からマイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用されます。

「マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です」とあり、公平・公正な社会の実現としては、「所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます」と言っています。

マイナンバーカード作成については任意であるとされていますが、以上のことから考えても、さらなる制度の周知が必要ではないのかと思われまます。

そこで、以下のことについてお尋ねします。（1）自治体の独自使用が認められていますが、本市ではどうか。（2）カード作成者は現在何%か。（3）カード紛失した場合の処置はどうすべきか。

このことについては通告しておりますので、よろしく申し上げます。

最後に大項目4、障害を持つ児童・生徒とのかかわりについて。

障害のある児童生徒は、単一の障害に加えて何らかの重複した障害がある場合が多いとのことです。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、発達障害等、障害の種別もいろいろあります。

障害がある子供が就学、進学する際、どのような学校に進むのがその子供にとって最も望ましいのか、地域の小中学校か、特別支援学級か、特別支援学校か、その子の将来の生活進路が決まるとも言えるのではないのでしょうか。親にとっても大変悩むところがあると思われまます。現在、小中学校にも何らかの障害を持つ子供が何名かいると思われまます。

今年度4月1日より開設された由利本荘地域生活支援センター（多機能として10名）に放課後等デイサービスを受けている子供たちがいると聞いております。

以上のことから、以下のことについてお尋ねします。（1）障害を持つ児童生徒に対する学校での対応について。（2）障害を持つ児童生徒の保護者とのかかわり方について。（3）放課後等デイサービスを受けている子供たちへの対応について。

このことについては通告しておりますので、よろしくお願ひします。

以上、壇上での質問はこれで終わります。

【7番（梶原良平君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、梶原良平議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、介護保険制度の利用と周知についてにお答えいたします。

特別養護老人ホームなどを除く居宅介護サービスのケアプランにつきましては、要介護者本人の自己作成が認められておりますが、作成に当たっては専門的な知識を必要とすることから、ほぼ全ての方が居宅介護支援事業所など専門職の方に作成を依頼しているのが現状であります。

要介護者が自己作成する場合、制度への理解を深め、精神的な自立も期待できるものと考えますが、みずからの状態を把握した上でケアプランを作成するだけでなく、サービス提供事業者との連絡調整や介護報酬の給付管理、請求行為の点検業務など、多大な労力、時間が必要となります。要介護者によって制度の理解度や心身の状態が異なりますので、御不明の点があれば地域包括支援センターへ御相談くださるようお願いいたします。

市では、7月15日号の広報から地域包括支援センターだよりの連載を始め、地域包括ケアの周知に努めているところでありますが、来年4月から始まる総合事業につきましても、事業所説明会などを含め一層の周知を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、生活支援コーディネーターの活動とその支援体制についてにお答えいたします。

地域の助け合い活動を推進する生活支援体制整備事業については、介護保険法の地域支援事業に位置づけられたことから、昨年12月に研究会を立ち上げ、各総合支所単位に生活支援コーディネーターと協議体を設置することとし、今年度は生活支援コーディネーターの役割を社会福祉協議会に委託したところであります。

現在、生活支援コーディネーターは地域ケア会議の構成員として会議に参加し、個別ケースの事例検討から、地域のニーズや課題、不足している地域資源の把握に努めてお

ります。

今後、助け合いの仕組みづくりを広げるため、市では、職員が生活支援コーディネーターとともに地域に出向くなど活動を支援し、住民の声を拾い上げ、情報共有を図りながら後方支援をしてまいります。

次に、3、本市におけるマイナンバー制度への対応とその周知についてにお答えいたします。

マイナンバーカードについては、将来的には登載されているICチップを活用し、図書利用カードなど独自の公的サービスに係るカードの一元化を図ることが可能となっておりますが、今後、研究が必要と考えているところであります。

現段階では、マイナンバーカードを利用し、住民票等のコンビニ交付が可能となっておりますが、本市においては、年度末に向けコンビニでの証明書の交付準備を進めており、住民票や戸籍謄本などが取得可能となる見込みであります。

また、本市の7月末現在のマイナンバーカードの申請者数は5,625人であり、人口に対する申請割合は約7%となっておりますが、今後もコンビニ交付に向けて普及促進に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードを紛失した場合については、カードの悪用を防ぐため、交付時に説明しております24時間365日対応のコールセンターに連絡していただき、なりすましなどによる被害を防止するとともに、市役所と警察署に紛失の届け出をしていただくこととなります。

また、マイナンバーカードの再交付を希望する場合には、市の窓口申請していただきますが、その際には、紛失届時に警察署から発行される受理番号が必要となります。

なお、マイナンバーカードには税や年金等に関するプライバシー性の高い個人情報は記録されておらず、顔写真や暗証番号の設定により悪用は困難な仕組みとなっております。

次に、4、障害を持つ児童・生徒とのかかわりについては、教育長からお答えいたします。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 梶原良平議員の教育委員会関係の御質問、4、障害を持つ児童・生徒とのかかわりについてにお答えいたします。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことにより、社会各層、特に教育現場においては一層インクルーシブ教育システムの理念が広まり、深まっていくものと思われれます。インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障害のある者となない者がともに学ぶ仕組みであります。

各学校では、障害についての悩みなどを持つ児童生徒に対して、校内支援委員会を開催し共通理解を図るとともに、個別の指導計画を作成し、一人一人の状況やニーズに応じたきめ細やかな支援に努めております。

また、保護者の希望により、県教育委員会の専門家・支援チームによる巡回相談を要請し、適切な実態把握と教育的判断のための資料を収集して指導に生かしております。

就学支援で大切なことは、その子供の将来の自立と社会参加を見据えた学びと環境の

選択であります。通常学級か特別支援学級か、または例えば市立の学校か、それから国立、それから県立特別支援学校かの選択についても、本人、保護者の心に寄り添い、悩みを共有しながら信頼関係の構築に努め、十分な情報提供により合意形成を図っております。

由利本荘地域生活支援センターの放課後デイサービスの利用状況については、8月現在で、登録人数は小学生11名、高校生5名の計16名で、毎日または不定期に利用し、宿題やプリント学習、創作活動などに取り組んでおります。異年齢の人々とのふれあいや社会とのかかわりを大事にした専門的な支援がなされております。

利用者のいる学校においては、放課後の送迎バスへの乗車見届けや、必要に応じて情報交換できる体制づくりを確実に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 7番梶原良平君、再質問ありませんか。

○7番（梶原良平君） 大項目1の介護保険制度の利用と周知について市長にお尋ねいたします。

これから要支援、要介護、こういう方々は、やはり今、市長が言われたように、それ相当の手續等、いろいろ作成する資料というものがあります。当然、誤作成などということではできませんし、私がこれから望むのは、そういう方々でなくて、私たち一般の健常者の方々が自己作成という、選べる、自分でつくれるそういうような制度といいましょうか、そういうシステムもあるのだよということを一一般住民に周知をすべきだと。自己作成できるということすらなかなか知っている方はいないというか、そういう状態、現状においてはです。いつかは通る道です、どんな健常者であっても。

ですから、そういうことがありますよということを一事前に私たちは知っておくべきだと。介護保険制度そのものの内容について、税金も使われておりますし、40歳以上の方々全部が何%出しております。これを維持していくためにはそれなりの、私たち一般住民の知識ももっともっと必要ではないかと、こういうふうには私は思います。この介護保険制度を維持していくために。

今国のほうでも何とか自治体にそういうことをやはり頑張れよと、努力してくださいと、そういう方向に来ているような傾向があります。ですから、私たちが一般住民にそういう啓蒙活動をして、介護保険制度、どういう制度なのかと、それを利用するためにはどうすべきかと、そしてその費用はどうなっているのか、自分では1割しか出していないんだが、10割というお金がそこに必要なんだよと、そういう認識、それが大変大切なことだと思います。

ですから、市長にお尋ねします。こういうことを一般住民に伝える、そういうことについて市長はどう思っていますか。市長の考えそのものが職員の皆さんに伝わっていくことですので、やはりそうだなということを一私は希望したいと思いますが、市長の考えをお尋ねします。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 再度の御質問でございますが、介護保険制度の中身あるいは個人で作成できると、そういった周知につきましては、梶原議員のおっしゃるとおりだと私も考えております。

そういう意味で、これからの高齢化社会、ますますそういうふうなことになっていくわけでありますので、市を挙げてそういうような高齢者の方々に、そういう制度あるいは中身、そういったものをできるだけ理解していただくような努力をやってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木和夫君） 7番梶原良平君、ほかに再質問ありませんか。

○7番（梶原良平君） 教育長にお尋ねします。

4、障害を持つ児童・生徒とのかかわりについてですが、障害を持つ子供さん方に対する学校での対応は非常に先生方は頑張っているなど私は思っておりますが、その児童の父兄、保護者ですか、いろいろあると思います。里親的な保護者もおるでしょうし、そういう保護者とのかかわり、先生方のそういうことがまず大切なことだと思うんです。家庭状況はどのようになっているのかと、だからこの子供に対するいろいろなそういうようなことを、その子供に1人だけじゃなくて、先生方が全員その子供に対する認識を共有してもらうことが大切であると思います。

そういうことで、先生方はいろいろとその分野の、専門的な分野、教科でしょうか、そういうこともあると思いますが、先生という職業上、心のケアといいますか、プロフェッショナルなそういうものを持っていると思うんです。持たなければいけないと思うんです。そういうことを全体で、その子供に対しての考えを先生方が共有して、その子供を見守っていくといいでしょうか、そういうことが非常に大切なことだろうと。

教育長も常にそういうことは言っておりますが、先生方に対する対応についてお尋ねします。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 梶原議員の再質問にお答えしたいと思います。

梶原議員がおっしゃられますように、こうした子供たちに対する指導のあり方、それから心のケア、それから見届ける、教師としての責務といいますか、そうしたことは、年々多様化してきておりますので、非常に重要なものと認識しております。

そこで、県の教育委員会もさまざまな研修の機会を設けておりますし、我々自身も、市としても研修の機会を設定したりしております。そこには県立養護学校の、高校側の先生であるとか、あるいは特別支援学校小・中関係の先生方であるとか、いろいろなチームをつくりまして、症状に応じたそうした研修も、個別研修も取り入れております。

とはいっても、やはり学校全体でその子供一人一人をどう指導していくかというようなことも非常に大事なことであり、学校内でもチームをつくったり、それから、今は御承知のように協力教授、チームティーチングもとられておりますので、学校それから教職員のチームというような形で対応しているところではございます。

それからもう一つは、保護者とのワークショップ、それからケアについてのさまざまなケース会議も開いている例もございますし、そうしたきめ細やかな指導には全力を尽くしているところではございますが、まだまだ課題もあるかと思っておりますので、再度この機会にいろいろ話し合いを深化させながら対応してまいりたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 7番梶原良平君、ほかに再質問ありませんか。

○7番（梶原良平君） 重ねて質問すればよかったんですが、教育長にお尋ねしますが、由利本荘地域生活支援センターですが、あそこに放課後に通っている生徒方が何人かい

ると思うんですが、そこの方々がどのように、そこで過ごしておるかということ、担任の先生も当然行って見ておくことは思うんですが、地域生活支援センターとの連絡といたしましょうか、先生方とそれから生徒、親御さん、付近の方々、そういう方々との連携、つながりというのは非常に大切なことだと思うんです。

あそこはたしか10名の対応となっているようです。10名ということは、放課後通う方が10名以内であればいいんですが、もし10名以上であれば、10名しか対応できないということになるんですが——これからああいうような施設が非常に必要だなと私は感じておるんです。いろいろな専門的な立場の方々の生活支援と言うか子供たちに対して、そういう場が非常にもう遅きに失したというような——あそこは事業団の建物ということで、市とのかかわりとかそういうのはよくわからないんですが、あそこで生徒たちがどのように1日を過ごしておるのかなということ、もうちょっと具体的に、わかる範囲で結構ですのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 先ほどの繰り返しになるかと思いますが、1つは宿題をやるとか、そうしたプリント学習等を通してながら、例えば運動であるとか、そういうものも含めて共通した対応はしているところがございますが、そのほか学校との連絡等についてもより一層工夫しながらやれる段階はあるかと思っておりますので、これからのそうしたものも検討課題にはなっていくと思っております。

【「終わります」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 以上で、7番梶原良平君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、認定第1号から認定第18号まで、議案第121号から議案第126号まで、議案第129号及び議案第131号から議案第139号までの計34件を一括議題として質疑を行います。ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第140号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 追加提出議案の説明に先立ちまして、このたびの台風10号の関連について御報告いたします。

当初心配された台風の直撃を免れたこともあり、今回の台風の影響による大きな被害はありませんでした。

自主避難者のために8月30日午後1時に開設した避難所には、5カ所に12世帯14名が避難されましたが、翌31日の午前5時には全員が帰宅されております。

農業被害を初め各被害状況につきましては、担当部局に調査を指示しておりますので、まとめ次第、御報告いたします。

今後も引き続き市民生活の安全・安心の確保に向け、万全の体制で対応してまいります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第140号一般会計補正予算（第7号）についてであります。補正の主な内容として、総務費では、台風9号の影響により、旧前郷小学校敷地ののり面が崩壊したため、その復旧に要する経費などを追加、農林水産業費では、台風7号や台風9号の影響により、畦畔崩落や農業用水路決壊などの災害が発生したため、被災した農家を支援するための補助金を追加、商工費では、NHK大河ドラマ「真田丸」出演者による観光PRイベント開催に係る委託料を追加、災害復旧費では、鳥海地域市道水無線の真人橋が、山の地すべりにより損傷しており、その復旧工事に係る調査及び実施設計委託料のほか、台風7号や台風9号の影響による豪雨災害により林道や市道などに被害が発生したことから、その復旧に要する費用を追加、また、今後の緊急対応に備えて予備費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源としては、国庫支出金や市債などを増額し、一般財源分を繰越金で調整して1億1,748万5,000円を追加し、補正後の予算総額を469億8,608万8,000円にしようとするものであります。

以上が本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） これにて追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第140号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時17分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第140号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を結びたいします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

認定第1号から認定第18号までの18件については、決算審査特別委員会を設置し、審

査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第18号までの18件については、決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、議会選出監査委員を除く23名を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました23名を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長互選のため、決算審査特別委員会を本日、本会議終了後、直ちに正庁に招集いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、提出議案・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明2日は各常任委員会、決算審査委員会による議案審査、3日、4日は休日のため休会、5日、6日は各常任委員会、決算審査特別委員会による議案の審査、7日は決算審査特別委員会による議案審査及び決算審査特別委員会主査会議、8日、9日は事務整理のため休会、10日、11日は休日のため休会、12日は事務整理のため休会、13日は決算審査特別委員会、14日から16日までは事務整理のため休会、17日から19日までは休日のため休会、20日、本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、16日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時20分 散 会